

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

令和7年11月14日

支出負担行為担当官

鹿児島地方検察庁検事正 藤 野 晃 俊

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

令和8年度鹿児島地方検察庁知覧支部庁舎及び同庁鹿屋支部庁舎で使用する電気の調達

ア 鹿児島地方検察庁知覧支部庁舎（低圧2種）

予定契約容量：25kVA 予定使用電力量：13,869kWh

予定契約電力：20kW 予定使用電力量：11,811kWh

イ 鹿児島地方検察庁鹿屋支部庁舎（低圧2種）

予定契約容量：26kVA 予定使用電力量：18,723kWh

予定契約電力：25kW 予定使用電力量：10,107kWh

(2) 仕様等 見積依頼説明書及び仕様書による。

(3) 使用期間 令和8年4月 1日 0：00から

令和9年3月31日24：00まで（1年間）

(4) 需要場所

ア 鹿児島県南九州市知覧町郡6196番地

鹿児島地方検察庁知覧支部庁舎

イ 鹿児島県鹿屋市打馬一丁目2番16号

鹿児島地方検察庁鹿屋支部庁舎

(5) 見積方法

見積書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当庁が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を見積金額とすること。

なお、契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金

額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

※ 見積書に記載する金額の算定に当たっては、力率修正による割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(6) 本件は、電子調達システムを利用することができる案件である。

2 参加資格

(1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由のある者に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者にあつては、同手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。

(5) 令和07・08・09年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」において、見積依頼説明書記載の必要書類の提出期限までに、『「D」等級以上に格付され』、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力の割合は40%を満たすこと。また、その環境価値について、当庁に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

(8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、「適合証明書」（別添2、様式1）に掲げる見積合わせ参加適合条件を満たすこと。

(9) 見積依頼説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(10) 見積依頼説明書交付期間内に同説明書の交付を受け、又は電子調達システム

から交付期限内にダウンロードし、同説明書に基づいて関係書類を提出期限までに提出した者で、かつ、その内容等を踏まえ、本契約を確実に履行できると当庁支出負担行為担当官が判断した者であること。

3 契約条項を示す場所、入札説明書の交付及び問い合わせ先等

〒892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町13番10号

鹿児島地方検察庁会計課用度係

電話：099-226-0614（直通）

電子メールアドレス ppo40-yodo.wj4@i.kensatsu.go.jp

4 見積依頼説明書等の配布期限及び配布場所

令和7年12月8日（月）午後5時00分まで

上記3の場所及び電子調達システムにて配布する。

5 提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所等

(1) 提出書類 見積書の提出を希望する者は、見積依頼説明書に掲げる書類を提出すること。

(2) 提出方法 持参、電子メール、郵送又は信書便
（ファクシミリによる提出は不可）

(3) 提出期限 令和7年12月11日（木）午後3時（必着）

(4) 提出場所 上記3の場所

6 見積書の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出方法 電子調達システム、持参、電子メール、郵送又は信書便
（ファクシミリによる提出は不可）

(2) 提出期限 令和7年12月11日（木）午後3時（必着）

(3) 提出場所 上記3の場所又は電子調達システム

7 見積合わせの日時

令和7年12月12日（金）午前11時

8 契約の相手方の決定方法

(1) 予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(2) 最低の価格の見積書を提出した者が2名以上あるときは、くじ引きにより決定する。

9 契約保証金の納付

免除する。

10 契約書又は請書の作成の要否

契約書の作成を要する。

11 その他

(1) 見積書及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 見積書の無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積書の提出及び見積りに関する条件に違反した見積書の提出は無効とする。

(3) 電話、ファクシミリによる見積りは認めない。

(4) 代表者以外（支店・営業所等）で見積書を提出する場合は、事前に委任状の提出を要する。

(5) その他詳細はオープンカウンター方式による調達実施要領及び見積依頼説明書等による。

問合せ先

鹿児島市山下町13番10号

鹿児島地方検察庁会計課（担当：岡村・福留）

電話番号 099-226-0614